

第36回総会議事録

(令和5年6月23日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第36回総会 議事録	
日 時	令和5年6月23日(金曜日) 14時00分～16時25分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 25名 (農業委員14名・農地利用最適化推進委員11名) 欠席農業委員数 0名(別添出欠状況表のとおり)
開催形態	公開(傍聴者 0名)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>第11号議案 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画に関する意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>人・農地プランについて</p>

<p>審議結果</p>	<p>第 1 号議案 3号 許可 第 2 号議案 3号 許可相当 4号 許可相当 5号 許可相当 6号 許可相当 7号 許可相当 第 3 号議案 3号 承認 4号 承認 第 4 号議案 4号 承認 5号 承認 第 5 号議案 10号 承認 11号 承認 第 6 号議案 保 14-21 承認 戸 14-15 承認 第 7 号議案 3号 承認 第 8 号議案 1号 承認 第 9 号議案 栄 66 承認 第 10 号議案 承認 第 11 号議案 承認</p>
<p>議 事</p>	
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>(開会 午後 2 時 00 分) 農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。 出席委員数報告。</p> <p>第 36 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 25 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 36 回総会を開会いたします。議事録署名人は、野渡委員と奥村委員にお願いします。</p>

議長	<p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 安西健一委員	<p><第1号議案第3号を朗読></p> <p>地下鉄ブルーライン下飯田駅から南東へ約300mの農振白地4筆です。社会福祉法人が同法人運営の施設利用者の農体験のため、売買により取得するものです。御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第1号議案第3号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第1号議案第3号については、承認とします。</p>
議長 事務局	<p>次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第2号議案第3号を朗読></p>
白居委員	<p>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。</p> <p>関連する他法令は、令和4年6月7日に青地との境界について、財務省関東財務局横浜財務事務所と協議済です。</p> <p>日限山中学校から南東に約730mの調整白地3筆です。譲受人が購入し、建築設備工事に要する資材置場として利用するよう整備するものです。</p> <p>譲受人は神奈川県近郊で建築設備工事全般を請け負っており、令和5年4月に神奈川県と市の入札参加資格を得たことに伴う、業務量の増大が見込まれています。また、元請としての業務に切り替えることに伴い、ある程度まとまった規模の資材の保管場所が必要です。</p> <p>申請地は資材置場、荷捌きスペース、搬入車両転回スペースとして必要最低限の面積となっています。また、本申請地以外に、条件を満たす土地はありません。</p> <p>申請地の北側は畑及び青地、西側は水路、東側は通路、南側は青地です。</p> <p>雨水排水については、申請地内側へ向けて水勾配を設け、自然浸透させます。また、鋼板塀と枕木を設置し、土砂流出を防ぐため、周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。</p>
安西健一委員 事務局	<p>入口はどこになるのでしょうか。</p> <p>入口は東側にお寺さんがありましてその道から入っていくようになります。西側は川になっています。</p>
安西健一委員 事務局	<p>使用貸借の書類は取り交わしているのでしょうか。</p> <p>お寺さんとは通行承諾の取り交わしをしております。</p>

事務局	<p>道の筆があるので基本的にはそこを通るのですが、一部セットバック部分を通らせていただくので、そこは通行承諾となっています。</p> <p>内容を補足いたします。</p>
議長	他に御質問はありませんか。
奥村委員	<p>地図中央に浄念寺があります。その間の横浜市の公道をつかって申請地に進入することができます。しかしながら、その道の幅員が狭いため、一部その間にある墓地がセットバックした部分の通行承諾も転用者が受けておまして、そこも含めて通行できるとなっております。ですので、少し道路が狭いので、現状の計画では転用者は近くに事業所を持っているので、そこで大型車両から軽トラックに荷物を積みかえて受付番号3号の土地に運ぶという事業計画です。</p>
臼居委員	<p>他に御質問はありませんか。</p> <p>使い勝手を想像すると、青地の部分は資材置場として使えないですね。そうすると広い方はともかく、左側の奥の方はほとんど使えないのではないかと思うのですが。</p>
事務局	<p>奥を資材置場にして、手前の方に軽トラックの駐車スペースにするというふうになっています。</p> <p>青地の西側は利用方法としては、設備工事に使用する木材や設備機器を置く場所として想定しています。西側の幅としては約8mあります。北から南に向かったの縦の幅が約11mあります。この間に、木材ですとか設備機器を設置する予定です。面積としては30㎡プラス32㎡、約60㎡を置く場所として確保できる見込みでいます。</p>
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2議案第3号については、許可相当と決定します。
議長 事務局	<p>次に、第2議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第2議案第4号を朗読></p>
横山委員 安西勤推進委員	<p>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。</p> <p>関連する他法令は、公道への出入口にある道路側溝については新設コンクリート蓋を自費工事で設置する旨を、泉土木事務所道路係と事前協議済みです。</p> <p>議案の詳細については安西勤推進委員から説明します。</p> <p>泉区役所から北へ約600mの農振白地1筆です。譲受人が賃借し資材置場として整備するものです。</p> <p>譲受人は土木業を営んでいますが、受注増加への対応と、同業知人の資材置場を間借りしている現在の状態を解消するため、拠点として使用でき</p>

る土地を探していました。現場ごとに搬入していた資材を申請地で管理することで、業務の効率化を図ります。

申請地は計画している資材置場として必要最低限の面積となっています。また、立地や面積など代替性はありません。

申請地の東側は山林、西側及び南側は道路、北側は雑種地となっています。周囲は隣接地の既設鋼板を利用しつつ、新設2段積CB（コンクリートブロック）で囲います。場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透で処理します。

周辺農地への支障はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第4号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案第4号については、許可相当と決定します。

議長
事務局

次に、第2号議案第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第2号議案第5号を朗読>

立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。

関連する他法令は、特定都市河川浸水被害対策法第36条について道路局河川部河川管理課に、令和5年4月17日付で許可を受けています。また、電柱移設については東京電力と協議済みです。

野渡委員
遠藤推進委員

議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。

上飯田小学校から北西へ約100mの調整白地2筆です。譲受人が土地を借り受け、資材置場として利用するよう整備するものです。

譲受人は、神奈川県内で土木工事・建物解体工事等を請け負っており、県南部での受注の増加に伴い、現在の資材・車両置場では対応できなくなり、県内の現場に搬送が可能な新たな土地が必要になりました。

申請地は、資材置場、車両駐車スペース、資材積み下ろしスペースとして、必要最低限の面積となっています。また、本申請地以外に条件を満たす土地はありません。

申請地の東側は駐車場、西側は畑、南側は雑種地、北側は道路となっています。周囲は、東側及び南側は新設CBを2段積、西側はCBを2～3段積、北側の接道部分は新設CB2～5段積し、一部をアスファルト舗装します。雨水は北側へ傾斜し、浸透柵及び浸透トレンチを設け、自然浸透させます。

日照、排水、隣接地への影響については、隣地地権者の承諾済みです。御審議をお願いします。

安西健一委員

上飯田小学校の近辺というのは道路が細く、くねくねしているのです

事務局	<p>が、車が入るのはどちらからになるのでしょうか。</p> <p>申請地内には、北側の道路から進入します。しかし、地図のとおり前面狭くなっております。ですので、形が抜けているところがあるのですが、非農地を取っている部分があり、そこをセットバック部分としています。そこがないと、前面の他の方の土地を踏んで入ることになってしまいます。</p>
安西健一委員	非農地はどの部分ですか。
事務局	北側真ん中の、北東部分を非農地を取ってしまして、そこを合わせて中に入っていきよくなっております。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2議案第5号については、許可相当と決定します。
事務局	次に、第2号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。<第2号議案第6号を朗読>
事務局	立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。
事務局	関連する他法令は、特定都市河川浸水被害対策法に関し、道路局河川管理課と申請不要として協議済みです。
安西健一委員	下和泉交差点から南西へ約200mの農振白地1筆です。譲受人が申請地を賃借し、資材置場として整備するものです。
安西健一委員	譲受人は市内を中心に上下水道工事業を営んでいる個人事業主ですが、現在使用している資材置場の退去および泉区・瀬谷区方面の事業拡大に伴い、拠点として使用できる土地を探していました。現在、他社倉庫に保管している自社資材や現場ごとにリースしている重機を申請地において一括管理することで効率化・経費削減を図る計画です。
安西健一委員	申請地は計画している資材置場として必要最低限の面積となっております。また、立地や面積など代替性はありません。
安西健一委員	申請地の北側は道路、東側及び南側は雑種地、西側は畑となっております。出入口には防犯チェーンを設置し、それ以外を万能鋼板(既設含む)で囲います。場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透で処理します。
議長	周辺農地への支障はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第6号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2議案第6号については、許可相当と決定します。

議長
事務局

次に、第2号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第2号議案第7号を朗読>

立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。

なお、関連する他法令は、ありません。

青木委員
金子推進委員

議案の詳細については金子推進委員から説明します。

宮沢神明社の南側道路を挟んだところにある調整白地1筆です。譲受人が申請地を購入し、駐車場として整備するものです。

譲受人は市内を中心に建設業を営んでいる会社です。現在、保有している車のほとんどは月極駐車場に停めており、駐車場に停められない工事用車両については現場にそのまま置いて保管しているため、月の賃料負担とセキュリティに不安がある状態です。

工事受注が横浜市南部で増えてきていること、幹線道路に近いことで移動の利便性が高いことから今回の申請地を駐車場として利用することを希望しています。申請地は工事用車両3台を含む11台分の駐車場として必要最低限の面積となっています。

申請地の北側、東側及び南側は道路、西側は宅地となっています。北側の出入口にはシャッターゲートを設置し、西側は既存のCB4段積み+アルミフェンス、東南側は既存のコンクリート擁壁、北側には新設のCB3~5段およびネットフェンスを設置します。場内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透で処理します。

周辺農地への支障はありません。御審議をお願いします。

安西健一委員
事務局

北側は道路に面していませんが、公図上は何かになっているのですか。

地図上は接していないように見えますが、公図は接しています。東側は段差があるため入れるような所はないのですが、実際出入りに関しては北側の道路から入るようになっています。

安西健一委員
事務局

市かどこかの土地ですか。

はい。一般公道の認定を受けています。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第7号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第2議案第7号については、許可相当と決定します。

議長

次に第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局
北村委員

<第3号議案第3号を朗読>

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

小宮推進委員	深谷小学校から東へ約 380mの農振白地 1 筆です。もともと農業用倉庫とその敷地として使用していましたが、平成 19 年には農業用以外の資材の置場として使用するようになり、その後敷地内に砂利を敷き現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。 第 3 号議案第 3 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 3 号議案第 3 号については、承認と決定します。
議長	次に第 3 号議案第 4 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 3 号議案第 4 号を朗読>
北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	県立横浜桜陽高校から南西に約 100mの農振白地 1 筆です。地目は山林でしたが畑として耕作しており、平成 13 年に相続税の納税猶予を受けたが、そのころから申請地部分は隣接プレハブ小屋への通路と山林の状態となっており、現在まで農地に戻ったことはなく、農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。 第 3 号議案第 4 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 3 号議案第 4 号については、承認と決定します。
議長	次に第 4 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案第 4 号を朗読>
北村委員	議案の詳細については、栄区田谷町を矢島委員、泉区下和泉四丁目を安西健一委員、戸塚区俣野町を私、小雀町は小宮推進委員から報告いたします。
矢島委員	笠間大橋から北西に約 750mの 10 筆及び南西に約 350mの 2 筆です。主にトウモロコシ、ナスなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
安西健一委員	下和泉公園から西に約 180mの 1 筆について、肥培管理は良好です。境界杭は一か所を除き確認できました。今後抵当権の設定が絡むため公図に基づいて補足で確認したところ概ね確認できました。
小宮推進委員	俣野公園から西に約 350mの 1 筆について、肥培管理は良好でした。
北村委員	小雀浄水場から北に約 50mの 1 筆について、肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 4 号議案第 4 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手

委員 議長	<p>をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第4号議案第4号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 横山委員	<p>次に第4号議案第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第4号議案第5号を朗読></p> <p>飯田北いちょう小学校から東へ約450mの農用地1筆及び農振白地24筆5団地の計25筆6団地です。キャベツ及びコカブを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
北村委員 横山委員	<p>面積の小さい筆数が非常に多いですが、どういう状況なのでしょう。普通の農家からは考えられないような場所ですが、良く耕作しています。</p>
北村委員 横山委員	<p>枝番が多いようですが。</p> <p>入り組んだ場所にありまして、周りは草が茂っていて対象地だけがきれいに耕作されているような感じです。</p>
事務局	<p>こちら東電の鉄塔が2路線走っている交差点になっておりまして、地上権の関係でこの区画は分筆されています。そのため筆数は多いのですが、1団地にかなりの筆数が集まっているという形状になっております。</p>
議長	<p>他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第4号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第4号議案第5号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に順番が変わりまして、先に第11号議案「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画に関する意見照会について」を審議します。都市整備局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>昨年、この区画整理事業について都市整備局から説明していただき、当委員会から意見を述べさせていただきました。今回は前回の説明について一部変更が生じました。そのため、土地区画整理法に基づき農業委員会に変更計画についての意見照会がございました。</p>
都市整備局	<p>総会で承認を受けた後、県ネットワーク機構である神奈川県農業会議に諮問し、答申を受けた後に意見書を横浜市に回答します。</p>
安西健一委員	<p><土地区画整理法に基づき、変更した事業計画について説明></p> <p><意見書の事務局案について説明></p> <p>沖縄が米軍から返還された時、川の水から自然界からは出てこない成分が出てきたということですが、上瀬谷からはそういうものは大丈夫なのか。それと、施工予定期間がありますが、令和4年10月5日から始まって清算期間5年を含めて令和21年3月31日ですが、清算期間5年で当初令和16年頃に完成するということですか。</p>

都市整備局

沖縄の土壤汚染物質が出てきたということですが、当該地については土壤汚染対策法ガイドラインに基づいて防衛省が調査を行っております。その中で国有地については66区画、基準値を超えている所が出ている、民有地については22区画出ているという状況で、民有地22区画のうち2区画は撤去済みということで、今、86区画土壤汚染が残っているという状況です。これは、土壤汚染物質として認定されているものであって、基本的には1か所を除いては撤去していく考えです。

最近よくテレビで出ているのは、フッ素化合物といって消火剤を使った時に出た物質が放置されて基準値を超えているという状況です。これについては調査方法ですとか、やり方に基準がないとか、検討している段階でして、国の基準等が決まった段階で改めて対策を考えていきます。現行で見つかっている土壤汚染については1か所を除いて全部撤去していく。その1か所がどういうことかという、少し深い所なためです。深さ80mから90mの所に汚染物質がございまして、そこは公園防災地区ということから、基本的に横浜市がずっと持つ土地になりますので、そこは撤去しない。他の浅い所については全部撤去するというかたちで考えております。

2つ目の御質問の施工期間ですが、令和4年10月5日から令和16年3月に終わるとなっております。これにつきましても、最後の方は測量としまして、皆様一人ひとりの筆を確定していく作業をやっていくかたちになります。工事の方は、もう少し早めに終わる予定です。測量が終わるのが令和16年と思っていただければ。

青木委員

図面の中に南北に流れる大門川と相沢川という2つの川がありますが、こちらは計画の中には示されていませんが、川の処理をどうするのか。

また、敷地計画が終わった段階で、こちらに降る雨水の排水処理をどう考えているのか。昨今の降り方を考えたら、相当の量に対応できるように考えなければならないかと思うのですが。

都市整備局

大門川と相沢川ですが水路のような川で、相沢川につきましては土地利用の観点から、物流とか観光賑わい地区については迂回するような形で暗渠化することを考えています。ただ、公園エリアに戻す時には、水が流れるような形に作っていきたくと考えています。大門川については、瀬谷の農業振興地区に流れていますが、こちらも暗渠化方向で考えています。

浸水のことを懸念されるのはごもっともです。今までは緑があって浸透するかたちだったので、今後は調整池を6か所つくることを検討しております。6か所の調整池については、基本的に物流とか観光賑わいのも全部いったんそこに貯めて、晴天時に下流を細くすることで流れを抑制して、壁に影響がないようにして調整池の中で溜めておくように作っていく予定です。

また、道路についてですが、歩道については透水性舗装などを使って浸透させて、なるべく川に影響のないよう地下浸透を取り組んでいき、この開発で浸水被害がないよう取り組んでいきたいと思っております。

青木委員	<p>実は私、これから南西方向に向かった所に、日枝社という神社がありまして、その神社の大櫓の維持管理を担当しているのですが、樹木医に判定してもらったところ現状では問題ないのですが、これからの地下水の浸透具合によっては枯損する可能性もあるよと言われていました。そこで想定ではありますが、これだけの開発で上瀬谷通信地区辺りが深くでそこで浸透した水が流れてくるのではないかという不確かなことですが、そこで溜池を作るのですが、下まで全部コンクリートでしてしまうのか、そうではなく浸透式で大雨が降った時にオーバーフローするようなシステムなのか教えてください。</p>
都市整備局	<p>調整池については、これから設計していきますが、おそらく下はコンクリートを打つのかなと。ただ1か所、公園地区で作る調整池もありまして、そこについては調整池でありながら平時は溜池ですとか、多目的な調整池も考えていきたいと思っております。</p> <p>後は工事を終えた後に、どれだけ影響を及ぼすかというのは最初から調査しておりまして、工事が終わった後、街が出来上がってどれだけ影響が出たか、環境影響評価の事後調査をとというものが行われることになっております。これについては、水質ですとか湧水状況ですとか調査していきますので、街ができた後も状況を見ながらしっかり取り組んでいきたいと考えております。</p>
奥村委員	<p>準工業地域を想定されているという範囲は、土地利用計画図でいうと旧区の部分はほとんどそういうことを想定されているということでしょうか。どの範囲なのか教えていただけますでしょうか。</p>
都市整備局	<p>準工業地域につきましては、オレンジ色の所とピンク色の2か所を想定しておりまして、農業振興地区と公園防災地区以外、物流地区と観光地区を準工業地域でやっていきたいと想定しているところです。</p>
高橋功委員 都市整備局	<p>この区画3号線というのは、一番右の道路ということでしょうか。</p> <p>1号というのが一番東側からL字になっているので、2号がS字道路、3号というのが物流と観光賑わい地区の真ん中を通っている道路になります。</p>
高橋功委員	<p>スマートインターの計画道路にもなっていないようですが、また変更もあるのでしょうか。</p>
都市整備局	<p>今回、上瀬谷、上川井瀬谷1号線2号線を都市計画して区画3号線を都市計画しないということについては、御指摘通り新たに検討しているところでして、そこと合わせて御説明することになるかと思えます。</p>
奥村委員	<p>せっかく観光地区や物流地区をつくるわけですが、ここにはアクセス道路はまだ計画されていないのでしょうか。例えば、脇は東名と接続させるとか保土ヶ谷バイパスと接続させるとか、そういった計画は今後出てくるのでしょうか。</p>
都市整備局	<p>今回道路網を地図でお示しさせていただいていますが、これは決まっています、これと合わせてあと2つ検討しています。新たな交通として道路じ</p>

やなくて交通システムでどんな交通がいいか検討していますが、観光賑わい地区については今公募をしている段階で、公募の内容によってモードを決めていきたいというのが、新たな交通でございます。

もう一つが、新たなインターチェンジを検討しておりまして、北にインターがあるのですが、周辺交通の影響もあるということで新たなインターチェンジに直結する道路というのも検討しております。まだ検討段階でございますので、具体的にお示しする時に説明させていただきます。

事務局

この案件は意見決定をしていきたいと思っておりますので、特に御意見があれば委員会の方から横浜市へ意見を申し述べたいと思っております。つきましては、この場で難しければ事務局に一任していただいて、再度確認するというかたちで承認いただければと思います。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 11 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 11 号議案については、承認と決定します。

議長

次に第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 5 号議案第 10 号を朗読>

福本委員

釜利谷中学校から北西に約 550mの生産緑地 3 筆です。ジャガイモやキュウリ等の露地野菜及び施設野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 5 号議案第 10 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 5 号議案第 10 号については、承認と決定します。

議長

次に第 5 号議案第 11 号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 5 号議案第 11 号を朗読>

矢島委員

飯島南公園から南西に約 400mの生産緑地 2 筆、北西に約 250mの生産緑地 1 筆の計 3 筆 2 団地です。柿、梅等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 5 号議案第 11 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 5 号議案第 11 号については、承認と決定します。

議長	次に第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案 保 14-21 を朗読>
議長	議案の詳細については、阿久和南三丁目を青木委員、新橋町を安西八幸委員から報告をお願いします。
青木委員	詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	阿久和大久保原公園から南西に約 240mの2筆、松陽高校入口交差点から北東に約 600mの6筆及び北東に約 560mの9筆、計 17 筆の3団地です。サツマイモ、キャベツなどの露地野菜、タケノコ及び栗等の果樹を栽培しています。肥培管理は良好です。
安西八幸委員	肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案 保 14-21 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議 保 14-21 については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案 戸 14-15 を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案 戸 14-15 を朗読>
野渡委員	下飯田駅から西に約 500mから 600mの範囲で7筆、下飯田交差点から北へ約 150mから 300mの範囲で6筆の計 13 筆です。田、タケノコ、及びサツマイモ等の露地野菜等を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案 戸 14-15 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議 戸 14-15 については、承認と決定します。
議長	次に第7号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案第3号を朗読>
高橋功委員	中瀬谷消防出張所から北西へ約 250mの農用地2筆です。排水改善のため最大 2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和5年7月1日から令和5年9月30日を予定しています。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第7号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第7号議案第3号については、承認と決定します。
議長	次に第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第8号議案第1号を朗読>
青木委員	瀬谷本郷公園から北東に約270mの生産緑地1筆および北東に約600mの生産緑地2筆です。主たる従事者の死亡によるもので、体調不良のため令和3年10月ごろから作業ができなくなり、令和4年11月に亡くなりました。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第8号議案1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案第1号については、承認と決定します。
議長	次に第9号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第9号議案 栄66を朗読> 買い取り希望者がいましたら、令和5年7月5日水曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第9号議案栄66について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第9号議案栄66については、承認と決定します。
議長	次に第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」を審議します。農政推進担当から説明をお願いします。
農政推進担当	金沢区、戸塚区、泉区、瀬谷区で畑53筆・43,209.66㎡、令和5年8月1日始期の利用権設定。そのうち、一般法人等が借りるものが、泉区で畑1筆・1,428㎡です。また、農地中間管理機構が利用権設定を受け、農用地利用集積等促進計画によらない賃借権の設定等を行うものが、戸塚区で畑3筆・1,099㎡になります。決定してよいか、御審議願います。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第10号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第10号議案については、承認と決定します。
議長	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 議長	<p><報告事項第1号から第5号まで一括で報告></p> <p>報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。</p> <p>御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。</p>
農政推進担当 議長	<p><人・農地プランについて></p> <p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますか。</p> <p>御意見がないようでしたら、これもちまして第36回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉会 午後16時25分)</p>

令和5年6月23日開催 第36回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	議事録署名人
12	奥村 玄		出席	議事録署名人
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、
栗林事務職員、幡野事務職員、山本（玲）事務職員
農政推進担当：畠山技術職員
都市整備局：